

今こそ始めるDX 電子帳簿保存法 対策セミナー

電子帳簿保存法の大幅改正！いま企業が取り組むべき電子化のポイント

新型コロナウイルス感染症再拡大による経営への影響を見通しづらい状況が続く中で、従来の紙を前提とした運用を見直す法改正が進められています。

電子帳簿保存法に関しては、令和3年度税制改正で「スキャナ保存の大幅規制緩和」「電子取引で受領した取引情報の書面保存廃止」等が盛り込まれ、コスト削減・生産性向上に向けたペーパーレス化が一層進むと予測されます。

こうした背景の下、電子帳簿保存法改正のポイントと、改正対応のために取り組むべき対策、今だからできる生産性向上の取り組みについて、ご紹介するセミナーをご用意しました。



日時

令和4年 1月21日(金)

① 13:30～14:30

② 15:00～16:00

※セミナー内容は同じです

会場

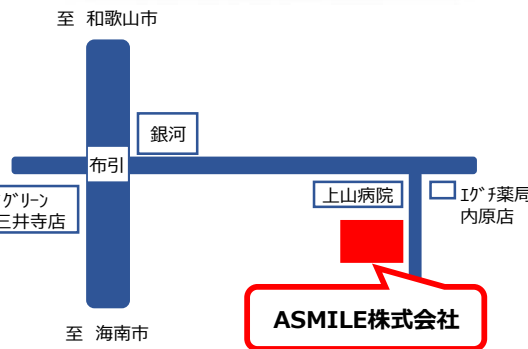
ASMILE株式会社 1階 ショールーム
和歌山県和歌山市内原1000番地の1
TEL: 073-446-4300

定員

各回定員 10名

セミナーお申込み

- ・ファックスでのお申し込み
- ・QRコードでのお申し込み
- ・担当営業もお申し込みを承ります



日時	ご希望の回にチェックを入れてください		
	<input type="checkbox"/> ① 13:30～14:30	<input type="checkbox"/> ② 15:00～16:00	
会社名			
部門名		お役職	
お名前		E-mail	
TEL		FAX	
【2名様以上大歓迎！】 お名前のみお書きください。その他ご希望ございましたらご記入ください。			
ファックスでのお申し込み ファックス番号 073-446-4304			
[個人情報の取り扱いについて] お申込みに際してご記入頂いた情報は、本セミナーを実施するために必要な連絡等に使用し、上記の目的以外には使用いたしません。			

電子帳簿保存法改正のポイント

コロナをきっかけとして政府主導での、従来の紙を前提とした運用を見直す法改正が進められています。令和3年度税制改正では「スキャナ保存の大幅規制緩和」「電子取引で受領した取引情報の書面保存廃止」等が盛り込まれ、コスト削減・生産性向上に向けたペーパーレス化が一層進むと予測されます。

対象	該当する書類(例)	主な変更点	
帳簿保存	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 帳簿類（試算表、総勘定元帳など） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 承認制度を廃止 	緩和
スキャナ保存	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 紙で受領した取引書類（領収書、請求書など） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 承認制度を廃止 ➢ 一定の要件でタイムスタンプが不要に ➢ 受取から電子化までの入力期間制限を緩和 ➢ 定期検査なしで紙廃棄可能に 	
電子取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ メール受信した請求書 ✓ ペーパーレスファクスで受信した注文書 ✓ クラウドシステムで送付した契約書 ✓ EDI など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 承認制度は不要（従来同様） ➢ 検索要件の緩和 ➢ 電子で受領した取引情報の書面保存廃止 ⇒ 電子保存が必須に 	

こんなケースでは対応検討が必要です！

※ 令和4年1月1日以降
電子取引データの
紙保存はNGに！

対象文書：請求書、注文書、領収書、見積書など

- 電子メールにより請求書データ（PDFファイル等）受領
- インターネットのホームページからダウンロード
- ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用



※電子保存については施行まで2年間猶予される可能性があります

講師



アスミル
ASMILE株式会社（旧 和歌山ゼロックス株式会社）
営業本部 星野 淳一

営業のバックヤードの立場で情報提供活動を行っている。
これまで16年間、近畿税理士会各支部（近畿2府4県83支部）での支部研修（認定研修）を実施。
「簡単ペーパーレスオフィスの実現」というタイトルで講演し、紙感覚で使える電子保存に成功した事務所を多く支援。
現在は税理士会のみならず、社会保険労務士会、司法書士会・行政書士会等や各地の商工会議所からも講演依頼をいただいている。

お問い合わせは

ASMILE株式会社
〒641-0013 和歌山市内原1000番地の1 TEL.073-446-4305